

「北武蔵サポーターズクラブ」入会申込書

●下記個人情報の取り扱いと「会員規約」を承諾し、入会金・年会費を添えて申し込みます。

新規入会 継続 ※継続とは有効期限内に継続のお申込みを頂く方です

申込日

年 月 日

フリガナ			〒		
お名前			ご住所		
携帯/FAX	携帯	—	FAX	—	—
生年月日			西暦	年	月 日 満 才

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソルゴルフ株式会社に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに
対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソルゴルフ株式会社以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

個人情報の 取り扱い

【提供情報の内容】

- ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、
- 別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
- キャンペーン情報
- 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報
- 国内、海外の旅行情報
- ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
- ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
- その他リソルグループが企画し販売する最新情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 北武蔵カントリークラブ TEL.0495-72-5113 FAX.0495-72-5555

●当社の「個人情報保護方針」並びに「個人情報の取り扱い」の詳細については、ホームページのプライバシーポリシーをご覧ください。

会社名:リソルゴルフ株式会社 北武蔵カントリークラブ事業所 電話番号:0495-72-5113

北武蔵サポーターズクラブ規約 [平成30年10月1日制定]

第1条 (名称・運営)

本共通年次会員組織は「北武蔵サポーターズクラブ」と称します。また、北武蔵サポーターズクラブの運営事業主体は北武蔵カントリークラブ(以下「クラブ」といいます)とします。

第2条 (目的)

会員の健康増進及び豊かなリゾートライフの創造を図ると共に、会員相互の親睦を深め、対象施設の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条 (会員)

- 1.本規約を承認の上で所定の入会手続きを行い、クラブが会員として認めた者で且つ入会金及び年会費の払込を完了した個人を会員とします。
- 2.会員は、本規約第7条及び第8条の手続きを経て、別に定める優待料金等にて施設の利用をすることができま。
- 3.会員は、クラブが定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報や、特別利用料金等の情報をクラブが指定する方法で、受け取ることができます。

第4条 (年会費および入会金)

- 1.会員はクラブの定める方法にて所定の年会費を支払わなければなりません。
- 2.新たに入会を希望する者は年会費に加えてクラブの定める入会金を納付しなければなりません。
- 3.会員が会員資格を更新する場合は、更新の都度年会費を納付することでさらに1年間会員資格の延長ができるものとします。
- 4.更新は第5条の定める会員資格の有効期間内に、手続きをしなければなりません。この期間を超えた場合は再度入会金を納付しなければなりません。
- 5.一旦納付された年会費は、いかなる理由があっても返金されません。
- 6.年会費は経済情勢の変動等により変更する場合があります。

第5条 (会員資格有効期間)

会員の資格の有効期間は、第4条に定める年会費を全額納付した日から1年間とします。
尚、更新は一年間毎となります。

第6条 (施設利用の予約申込み)

- 1.会員が施設を利用する場合には会員自ら、クラブへ直接電話または公式HPより予約申し込みを行うものとする。他社サイト経由のご予約は如何なる場合も本クラブの特典や優待は適用できません。
- 2.予約の受付の優先順位は原則として先着順とします。
- 3.前項の申込みに対しクラブは、会員に予約を受け付けた内容及び利用料金等を口頭もしくは文書にて通知します。
- 4.ゴルフ場の利用にあたっては、当該ゴルフクラブのメンバー優先予約権等の権利を損なわない範囲での利用となります。

第7条 (施設利用時の注意事項)

- 1.会員及び随行者は、施設の約款と利用規程を遵守しなければなりません。
- 2.会員及び随行者は、別に定めるチェックイン及びチェックアウトに従うものとします。
- 3.会員及び随行者は、施設内で以下の行為をしてはなりません。
 - ①建物、家具、備品、施設等の改造や破損をする行為。
 - ②建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは譲渡する行為。
 - ③酔態を示し、あるいは高聲叫喚する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為。
 - ④動物、ペット等を持ち込む行為。
 - ⑤営業行為。
 - ⑥塵芥、廃棄物を放置する行為。
 - ⑦銃砲刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為。
 - ⑧その他、公序良俗に反する行為。
- 4.会員または随行者が、施設内において第三者に故意または過失により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、クラブは第三者に対し何らの義務を負いません。

第8条 (会員の責任)

会員及び随行者の故意又は過失によりクラブ及び施設が損害を被ったときは、当該会員及び随行者(随行者による場合は当該会員が連帯して)はクラブに対し、その損害を賠償していただきます。

第9条 (施設の破損及び施設内の備品の紛失・毀損等)

- 1.会員及び随行者が施設利用中に、会員及び随行者の責に帰す事由により生じた施設の破損及び施設内の備品等の紛失・毀損等については原則として同等施設、備品との取替えに要する費用または修繕代金に相当する費用の全額を当該会員または随行者(随行者による場合は当該会員が連帯して)負担するものとします。
- 2.紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員または随行者は遅滞なくクラブに報告するものとします。

第10条 (遵守事項)

- 会員は、以下の事項を遵守しなければなりません。
- 1.クラブに届けている住所等に変更があった場合は、クラブの定めた方法で、速やかにクラブに届け出なければなりません。
 - 2.会員の権利は、第三者へ貸与ならびに譲渡してはなりません。
 - 3.会員は施設ならびに会員の権利を使用して営業行為をしてはなりません。

第11条 (退会)

- 1.会員はその申出によりいつでも退会できます。この場合は会員証を返還しなければなりません。
- 2.会員資格有効期間内の退会については、第4条5項に基づき年会費は返金はいたしません。

第12条 (解散)

- 1.北武蔵サポーターズクラブは、クラブの都合により、いつでも解散することが出来ます。
- 2.会員は、解散について異議申し立ては出来ません。
- 3.また、本条の規定に基づいて解散する場合、第4条5項の規定に関わらず、会員資格有効期間の未経過分の年会費については、解散期日から起算して1年間を365日とした日割りで計算し、解散期日より90日以内に各会員の指定する銀行口座に送金して返還します。

第13条 (会員資格の取り消し)

クラブは、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができます。

- 1.会員が死亡した場合。
- 2.会員が本規約及び施設の利用規約に違反したとき。
- 3.会員証を本人以外が使用したとき。
- 4.その他本事務局において、処分が必要と判断する行為があったとき。
- 5.会員が施設の利用規約等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、クラブの名誉、信用を傷つける行為があった場合。
- 6.入会後、暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等であると判明したとき。
- 7.暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介をしたとき。

第14条 (会員資格の消失)

会員は次の場合にその資格を失います。この場合は、会員は会員証を返還しなければなりません。

- 1.資格の有効期間が満了したとき
- 2.退会したとき
- 3.会社から第13条の会員資格の取り消しをうけたとき

第15条 (規約の改正等)

- 1.クラブは、会員の事前承諾なく本規約の変更または追加及び年会費、利用料金、施設やサービスの変更、追加及び廃止など内容等の改定ができます。
- 2.前項の内容については、クラブが自らが適当と判断する方法で会員にその旨を通知、またはクラブのホームページにて通知します。ただし、法令等により会員の同意が必要な場合は、個別に同意を得て有効になるものとします。

第16条 (協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、クラブと会員の間で協議し解決するものとします。

第17条 (管轄裁判所)

会員とクラブの間で紛争が生じた場合、クラブの本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第18条 (施行)

本規約は平成30年10月1日より施行します。

以上

〔弊社使用欄〕

受付担当	ツール送付	DB入力	事務局	承認